

東海村国土強靱化地域計画

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度



東海村

〔国土強靱化とは〕

○人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するなど継続的な取り組みです。

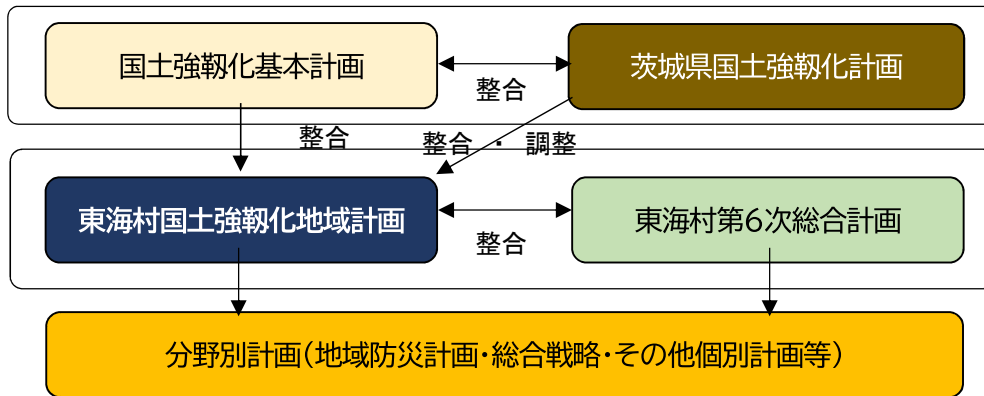
〔国土強靱化地域計画策定の趣旨〕

○「国土強靱化地域計画」とは、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく本村独自の計画であり、大規模自然災害に対する本村の防災や減災対策を計画的に進めるために策定しました。

〔国土強靱化地域計画の位置づけ（各計画との整合）〕

○国の基本計画や茨城県国土強靱化計画との整合性を図りつつ、東海村第6次総合計画の防災に関わる主な取組や、東海村地域防災計画での取組を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけます。

○地域における国土強靱化に係る計画等の指針（「アンブレラ計画」）としての性格を有するものとし、今後策定する各種計画等については、国土強靱化の観点から必要な見直しを行うものとしします。



〔本計画の期間〕

○本計画は令和3年度（2021年度）から、令和7年度（2025年度）の5年間とします。

○計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととしますが、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

【計画期間】

和暦	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
東海村					東海村国土強靱化地域計画				
茨城県	茨城県国土強靱化計画				※必要に応じて見直し				

〔想定するリスク〕

- 国や茨城県が大規模自然災害を想定していることを踏まえ、大規模自然災害を対象とします。
- また、大規模自然災害の範囲については、甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・竜巻・豪雨、高潮などの風水害、それに伴う土砂災害等）とします。
- さらに、地震後の津波など同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらすことにも留意します。
- なお、本村においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であり、地域防災計画（原子力災害対策計画編）や広域避難計画等の中で今後の取扱いを検討するものとします。

〔基本目標〕

- 想定するリスクを踏まえ、本村は、住民、地域、企業・事業者及び国や茨城県等と協働して、下記の4つを基本目標とした「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取組を推進します。

- ① 人命の保護を最大限図ります。
- ② 村の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- ④ 迅速な復旧復興を図ります。

〔事前に備えるべき目標〕

- 本計画では、4つの基本目標を達成するため、**8つの「事前に備えるべき目標」**を設定しています。

◆事前に備えるべき目標

- 1 自然災害による直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- 5 経済活動の早期復旧を図る
- 6 生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

「起きてはならない最悪の事態」

- 本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」を踏まえ、**37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」**を設定しています。
- 併せて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対応し、115の取組を設定し、本村の強靱化を進めるものとしています。（※リスクシナリオに対応し、一部取組は重複。）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	本村での取組内容
1 自然災害による直接死を最大限防ぐ	(1) 公共建築物や民間建築物の倒壊による多数の死傷者の発生 (2) 不特定多数が集まる施設（村内公共施設、商業施設等）の火災による多数の死傷者の発生 (3) 大規模津波等による多数の死傷者の発生 (4) 異常気象等での河川の氾濫、堤防の決壊等による多数の死傷者の発生 (5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 (6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	①公共建築物の耐震化 ②老朽化した公共建築物の集約化、撤去 ③民間建築物等の耐震化 ①建築物の倒壊・延焼防止対策 ②防災訓練・防災教育の強化 ③消防設備の計画的な整備・適正管理 ④防災品の積極的な購入 ①避難路の整備や避難場所の確保 ②住民避難体制の確立 ③堤防等の整備要請 ④防災訓練・防災教育の強化 ⑤ハザードマップの周知 ⑥排水機場の適切な運転 ①河川管理事務所等との連携 ②ハザードマップの周知 ③災害情報提供や対策の周知 ④防災訓練・防災教育の強化 ⑤排水機場の適切な運転 ①土砂災害警戒区域の対策強化 ②ハザードマップの周知 ③防災訓練・防災教育の強化 ④道路啓開事業者との連携 ①情報発信施設等の適切な維持管理 ②複数の情報伝達手段の整備・構築 ③災害時の情報伝達手段の整備と、住民への周知（多言語による）
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1) 食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止 (2) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 (3) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱 (4) 救助・救急、医療活動の絶対的不足、長期途絶 (5) 避難所における疫病・感染症等の大規模発生 (6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による避難者の健康状態の悪化	①応急給水体制の整備 ②水道施設の耐震化 ③地域連携による生活用水の確保 ④非常用備蓄の促進 ⑤救援物資受入体制の整備 ⑥緊急輸送道路の強化 ⑦各事業者との協力体制の強化 ⑧無電柱化の推進 ①警察、消防等との連携強化 ②広域応援体制の整備 ③災害救助機関の受入拠点の確保と受入体制の整備 ④自主防災機能の強化 ⑤救助・救急の確保に向けた道路整備 ①帰宅困難者の一時収容場所の確保 ②自家発電機の設置（確保） ③医療機関との連携 ①医療機関との連携 ②医薬品の不足に備えた応援体制の整備 ③福祉支援体制の強化 ①避難所運営体制の充実 ②避難所衛生環境の確保 ③感染症の早期把握と蔓延防止体制の整備 ④保健所との連携強化 ⑤医療機関との連携 ①避難所運営体制の充実 ②避難所衛生環境の確保 ③感染症の早期把握と蔓延防止体制の整備 ④医療代替施設・隔離施設としての協定締結（公共施設・社宅・宿泊施設等） ⑤保健所との連携強化 ⑥医療機関との連携
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	(1) 警察機能の大幅な低下等による治安の悪化 (2) 職員・役場庁舎及びその他公共施設等の被災による機能の大幅な低下	①警察署代替施設の提供 ①事業継続計画（BCP）や職員行動マニュアルの整備 ②災害対策本部の機能強化、災害対応力の強化 ③役場代替拠点施設の設定（複数） ④他施設での電力確保 ⑤他自治体との災害時応援協定の締結
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	(1) 電力供給停止等による情報通信機能や情報提供機能の麻痺・長期停止 (2) テレビ・ラジオ放送及び防災無線の中断等により災害情報が必要な住民に伝達できない事態	①防災拠点施設等における停電対策 ②通信事業者との連携強化 ①災害関連情報の伝達手段の多様化 ②通信・情報システムの充実 ③災害発生時避難行動の周知 ④住民の防災・減災意識の向上等
5 経済活動の早期復旧を図る	(1) サプライチェーンの寸断等による村内企業活動の停滞 (2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、エネルギー供給の停止 (3) 物流・人流に必要な基幹的交通ネットワークの長期停止 (4) 食料等の安定供給の停滞 (5) 異常湧水による村内広範囲への水道供給停止	①事業者の事業継続計画（BCP）策定支援 ②経済関係団体との連携 ③事業活動の再開に向けた国・茨城県等の道路管理者との連携 ①事業活動の再開・継続に向けた電力・エネルギー事業者等との連携 ①事業活動の再開に向けた物流・運輸事業者との連携 ②物流（物資）ストック機能の確保 ①食料等の供給体制の確保 ②住民の食料備蓄の促進 ③飲食物を取り扱う事業者との連携 ④物流機能等の維持・早期再開 ①県企業局（県中央水道事務所）への県水供給増の要請 ②供給体制の確保

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	本村での取組内容
<p>6 生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p>	<p>(1) 生活・経済活動の維持に必要な電力・ガス・燃料等の長期間の供給停止</p> <p>(2) 給水施設等の被災による村内広範囲における水道供給停止</p> <p>(3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>(4) 幹線道路及び地域交通ネットワークが分断する事態</p>	<p>①ライフラインの防災対策の推進 ②電力事業者、ガス事業者等との連携強化</p> <p>①水資源（水源）の確保 ②節水型社会づくりの推進 ③県企業局（県中央水道事務所）への県水供給増の要請</p> <p>①汚水処理施設等の防災対策の推進</p> <p>①道路啓開事業者との協定締結 ②代替ルートの確保</p>
<p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p>	<p>(1) 市街地での大規模火災の発生</p> <p>(2) 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺</p> <p>(3) ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>(4) 沿岸部・臨海部の大規模施設等の被災による有害物質の大規模拡散・流出</p> <p>(5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p> <p>(6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p>	<p>①市街地の火災対策、延焼対策 ②消防体制の充実</p> <p>①建物倒壊等による交通麻痺対策 ②緊急輸送道路の災害対応力の強化、代替ルートの確保 ③災害廃棄物処理体制の充実</p> <p>①ため池等農業用水利施設の整備</p> <p>①住民避難の実行強化 ②有害物質の拡散・流出対策 ③排水路の適正な保全管理</p> <p>①農地や農業用施設等の適切な保全管理 ②森林が有する多面的機能の維持</p> <p>①風評被害の防止</p>
<p>8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p>	<p>(1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(3) 広域地盤沈下や液状化等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(4) 地域コミュニティの崩壊、貴重な文化財の喪失、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(6) 常磐線や高速道路網、港湾などの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>①建物や土木施設等の被災状況の迅速な把握 ②災害廃棄物処理体制の充実</p> <p>①東海村建設業協同組合との連携強化 ②地域活動人材の発掘と育成 ③災害ボランティア受入体制の整備 ④他自治体等との災害協定の締結推進</p> <p>①地盤沈下箇所や液状化箇所の迅速な把握 ②東海村建設業協同組合との連携強化</p> <p>①自主防災組織の育成や消防団の充実・強化 ②地域コミュニティの活性化 ③文化財の防災対策</p> <p>①仮設住宅等の用地の確保 ②ホテル・旅館、民間法人との災害協定の締結と連携強化 ③罹災証明書の迅速な発行</p> <p>①鉄道事業者、高速道路事業者、港湾管理者等との災害発生時連携の強化 ②道路網の整備、橋梁の補修・耐震化の推進、舗装の強化、歩道の整備</p>

〔茨城県地震被害想定〕

茨城県では、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、以下の7つの地震を設定しています。

本村においては、以下の7つの地震のうち、太平洋プレート（北部）において震度6強が想定されています。

	①茨城県南部	②茨城・埼玉県境	③F1断層	④棚倉破砕帯	⑤太平洋プレート（北部）	⑥太平洋プレート（南部）	⑦茨城県沖～房総半島沖
最大震度	5強	5弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱

本村は、南海トラフ地震対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域に指定されています。

※南海トラフ地震対策推進地域：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、県内では本村ほか6市1町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。

※首都直下地震緊急対策区域：首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、県内では本村ほか29市8町1村が「首都直下地震緊急対策区域」に指定されています。

〔茨城県津波浸水想定〕（平成24年8月公表）

茨城県では平成23年に制定された津波防災地域づくり法に基づき、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波について、津波浸水想定を設定していますが、本村における、最大遡上高、影響開始時間、最大となる浸水域等は以下のように想定されています。

■津波の水位・最大遡上高・影響開始時間

海岸名	箇所名	津波の水位 (T.P)	最大遡上高 (T.P)	影響開始時間 (分)
久慈漁港海岸～豊岡海岸	日立市大みか～東海村豊岡	5.0 ～ 10.9m	12.3m	26
常陸那珂港区～磯崎漁港海岸	東海村白方～ひたちなか市磯崎町	4.3 ～ 10.7m	12.2m	24

■浸水面積

	津波浸水想定の結果	東北地方太平洋沖地震の津波の実績
東海村の浸水面積	5.5 km ²	2.6 km ²

※河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

東海村国土強靱化地域計画

令和3（2021）年3月

発行 東海村 企画・編集 村民生活部 防災原子力安全課

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL 029-282-1711（代表） FAX 029-270-4418 <https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>